## 平成25年

## 議会運営委員会記録

平成25年6月17日

和光市議会

## 議会運営委員会記録

開会日時 平成25年6月17日(月曜日)

午後 0時50分 開会 午後 1時03分 閉会

開催場所 第2委員会室

出席委員

委員長齊藤秀雄議員副委員長吉田 けさみ議員

委 員 阿部かをる議員 委 員 待鳥美光議員

議長で原満議員副議長栗原次男議員

委員外議員 金井伸夫議員

欠席委員 なし

出席説明員 なし

事務局職員

議会事務局長 冨澤勝広 議会事務局次長 本間 修

議事課長補佐 平川 京子 主 事 日下部 直 美

本日の会議に付した案件

議案第48号の表決について

齊藤秀雄委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。なお、会議には議長とオブザーバーとして、副議長と1名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

議長。

菅原満議長 ただいまの議案第48号の採決において、会議規則第70条第2項、議長が起立者の多少を認定しがたいとき、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならないと規定されております。この規定に基づき、投票による表決を行いたいと思います。

これにつきましては、基本的に議案の採決にあたっては、可とするものを諮っております。 可としないものについて、すなわち起立しなかった方については、否決か、修正か、あるいは その他かということはお諮りしていません。ですので、可否同数という宣告はできないと指摘 されております。そのため、会議規則第70条第2項によって投票による表決となると、ご理解 いただきたいと思います。

この際、投票については記名投票で行いたいと思いますが、これについてご協議いただきたいと思います。

齊藤秀雄委員長 今議長から提案のありましたことについて、御質問はございますか。 阿部委員。

阿部かをる委員 議長から会議規則第70条ということでお話がありましたけれども、投票の結果、多少を認定できない場合はということでしたが、同数ということがはっきりとしていますよね。地方自治法第116条第1項の規定では議長が本案について裁決しますということで、議長が可否を表明するというやり方は採用されないのですか。

齊藤秀雄委員長 議長。

菅原満議長 過去、そのような例があったようには記憶していますが、賛成、可とするものの起立を求めております。起立しなかったものについては否とする、あるいは修正とする、本来的には起立しないものについての態度を諮っていないということで、可否同数をその場で議長が表決することについては疑義があるという指摘がなされています。そのため、会議規則第70条で議長が判断できない場合は、記名投票、あるいは無記名投票となるということで、その手続きを取らせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

齊藤秀雄委員長 阿部委員。

阿部かをる委員 そうしますと、地方自治法第116条第1項の規定はどう解釈されるのでしょうか。

齊藤秀雄委員長 議長。

菅原満議長 ですから、地方自治法の規定によって、実際に可否が同数になれば、議長が最終的な判断で、裁決するということになります。

齊藤秀雄委員長 わかりました。議長と阿部委員との理解のギャップがあろうかと思います。 一つは可否の否に関して、議長が申しましたとおり否か、白紙なのか、修正なのか、態度が未 定という状況にあると。これを記名投票によって、態度をあきらかにして欲しいと申し上げて いるかと思うのですが、皆さん、御理解いただけましたか。

吉田委員。

吉田けさみ委員 投票による採決になると、記名投票ということなのですが、議案に賛成だ と可と書くんですか。

齊藤秀雄委員長 議長。

菅原満議長 記名投票については賛成とするものが白票、反対とするものが青票を投じるということになります。投票用紙には記名することになります。そして記録にも青票、白票としたもの、それぞれが記録に残るという形になります。ですので、議長として手続きをきちんとさせていただくという判断をさせていただいたということでございます。

齊藤秀雄委員長 休憩します。(午後 0時56分 休憩)

再開します。(午後 1時02分 再開)

議長。

菅原満議長 あらためて申し上げますけれども、地方自治法上の表決がありますけれども、 会議規則上の手続きにきちんとのっとった形でやらせていただきたいということですので、そ の辺は十分御理解をいただきたいと思います。

齊藤秀雄委員長 つきましては、この際、記名投票にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議ないと認めます。それでは、投票については、記名投票で行いますので、各会派におかれましては、御周知願います。

これにて、議会運営委員会を閉会します。

午後 1時03分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委員長 **齊 藤 秀 雄**